千円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　オリーブ緑色と黒色
着色繊維　青色と赤色

二千円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　にぶ紫色と黒色
着色繊維　青色と赤色

三千円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　暗い黄茶色と黒色
着色繊維　青色と赤色

四千円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　橙色と黒色
着色繊維　青色と赤色

五千円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　紫味黒色と黒色
着色繊維　青色と赤色

一万円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　暗い青緑色、暗い赤茶色と黒色
着色繊維　青色と赤色

二万円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　オリーブ色、暗い橙色と黒色
着色繊維　青色と赤色

三万円自動車重量税印紙



寸　法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　三十六ミリメートル
刷　色　地紋　銀色
　　模様　暗い青色、暗い赤色と黒色
着色繊維　青色と赤色

○気象庁告示第八号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十六日

気象庁長官　羽鳥　光彦

第十四条中「全般海上予報区及び地方海上予報区を担当する気象官署」を「気象庁本庁」に、「行なう」を「行う」に改める。